

# 各種提出期限について

## 1 重要事項説明書の説明等について

令和6年度介護報酬改定に係る利用者負担額に関する事項のみについての変更の場合は、当該改定に係る変更が分かる書面を用いて利用者等へ説明し、十分に理解を得てください。その場合、同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないこととしますが、各事業所は説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録に残しておいてください。（解釈通知の電磁的方法も可能です。）

なお、重要事項説明書の利用者負担額以外の事項の変更は従来通りの取扱いとなります。

また、6月以降、処遇改善加算の変更がありますが、6月改定の利用者負担額等が確定している場合に限り、4月改定分の同意を得るタイミングで6月改定分の同意を得ることも差し支えありません。

**同意期限：令和6年4月末日まで（6月改定については、6月末日まで）**

## 2 体制届等の提出及び令和6年度介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書の提出について

令和6年4月1日から算定を開始する場合の体制届等の提出期限

令和6年4月1日から算定する処遇改善計画書の提出期限

**提出期限：いずれも令和6年4月15日（月）**